

募集要領

1. 件名 萩市文化財保存活用地域計画作成支援業務

2. 業務の目的・概要

萩市では、これまで文化財保護法や萩市文化財保護条例、萩まちじゅう博物館構想、萩まちじゅう博物館条例、萩市伝統的建造物群保存地区の保存計画などに基づき、指定・未指定を問わない文化的遺産（おたから）をその所有者や地域コミュニティ等との協働によりその保全と活用を推進してきた。しかし、高齢化や人口減少に伴い、文化財を守る担い手の不足などによって、その滅失や散逸、断絶のおそれが懸念されている。

また、文化財は生涯学習、学校教育など教育分野での活用はさることながら、地域の魅力ある資源として観光やまちづくりでの新たな活用も期待されており、そのため、保存と継承に向けた計画的な取組の実施が必要となっている。

そこで、萩市では令和4年度から令和5年度までの2カ年で、萩市の歴史文化と文化財がもつ価値と魅力を再発見・共有するための萩市における総合的な文化財保存活用が目指す将来像と方針を示したアクションプランとなる「萩市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成することとした。

本業務は、事前把握、指定・未指定の文化財の整理、意向調査の実施、地域計画の内容検討、地域計画の執筆支援、委員会の運営などの支援を行い、地域計画を作成することを目的とする。

3. 業務の内容 別添 仕様書のとおり

4. 委託期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

5. 募集方法 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

6. 業務の規模（上限額）

7, 596, 600円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】令和4年度 3, 491, 400円

令和5年度 4, 105, 200円

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない

7. スケジュール

日程	内容
令和4年5月20日（金）	募集開始
令和4年6月3日（金）まで	参加表明書の受付期間
令和4年5月30日（月）まで	質問の受付期間

令和4年6月 1日（水）まで	質問の回答
令和4年6月 6日（月）まで	参加資格の確認、提案者の選定
令和4年6月27日（月）まで	提案書類の受付期間
令和4年6月29日（水）まで	プレゼンテーション審査通知
令和4年7月上旬～中旬 頃	プレゼンテーション審査の実施
令和4年7月下旬 頃	選考結果の通知
令和4年7月下旬 頃	契約の締結

8. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としてします。

- (1) プロポーザルにより契約しようとする業務の業種において、萩市指名競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 萩市競争入札参加者指名停止等措置要領（平成20年制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始申立てをしている者でないこと。
- (5) 他地方公共団体の文化財保存活用地域計画又は文化財に関わる計画・構想等の策定業務について受託実績があること。

9. 募集要領に関する質問・回答

- (1) 質問受付期間

令和4年5月20日（金）から5月30日（月）17時15分まで

- (2) 提出方法

質問書（別紙4）に質問内容を記載し、FAXまたは電子メールにより提出すること。

- (3) 質問に対する回答

回答は、すべての質問を取りまとめた上で、質問者及び参加を表明したすべての参加者に「参加表明書」等に記載のメールアドレスへ電子メールにて6月1日（水）までに回答するとともに、萩市公式ホームページに掲載する。

- (4) 提出先 15. 提出及び問合せ先のとおり

10. 参加表明手続

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加表明書」（別紙1）及び会社概要書（別紙2）を

提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年6月3日（金） 17時15分（必着）
- (2) 提出先 15. 提出及び問合せ先のとおり
- (3) 提出方法 持参、郵送又はEメール

※ 持参の場合は8時30分から17時15分（土日祝日を除く）とする。

- (4) 辞退を表明する場合は、辞退表明書（任意様式）を上記(1)(2)(3)に倣い提出すること。

11. 企画提案手続

- (1) 提出期限 令和4年6月27日（月） 17時15分（必着）
- (2) 提出書類 以下の書類を提出すること。

提出書類名	部数	内容
①提案書（別紙3）	1	・ 鑑とする
②企画提案書 （任意様式）	7	・ A4判左綴じとする。（A3判が適当と判断された場合は可とする。ただし、A4サイズに折り込むこと。） ・ 書式・ページ数は自由とする。
③その他添付書類 （任意様式）	7	・ (1)会社概要、(2)類例事業実績、(3)業務実施体制及び業務担当者に関する調書 (1) 会社概要について簡潔に示すこと。自社発行のパンフレット等も可とする。 (2) 他自治体での文化財保存活用地域計画や歴史文化基本構想、指定文化財等の保存活用計画、整備基本計画の策定業務、その他文化財の保存活用に関する業務受託実績について、業務名称・発注者・実施年度等を一覧表で示すこと (3) 本業務の実施体制や総括責任者及び担当者の経歴について簡潔に分かり易く示すこと
④見積書 （任意様式）	7	・ 仕様書に基づき、積算内訳を具体的に記載すること ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含むこと ・ 印鑑（実印）を押印すること

- (3) 提出先 15. 提出及び問合せ先のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は8時30分から17時15分（土日祝日を除く）までとする。

12. 選考方法及び選考基準

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき決定する。
- (3) 選考は、プロポーザル審査基準（別紙5）に基づき、提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により審査を行うこととする。プレゼンテーション及びヒアリング等についてはオンライン

ンでの参加も可とする。なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大状況に応じて、全てオンラインでのプレゼンテーション審査に変更する場合がある。

プレゼンテーション審査の日時（7月上旬から中旬頃）及び会場（萩市内）は、萩市が指定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者あたり概ね30分程度とする。

- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の議決により選考する。
- (6) 参加者が1者の場合でも選考委員会の評価を行い、評価点の平均点が最低水準点以上であれば優先交渉者とする。

13. 審査結果通知方法

選定結果は、審査終了後に参加者全員に通知するとともに、市ホームページでも掲載する。

なお、公表項目は次のとおりとする。

- (1) 参加者の名称（優先交渉者の名称）
- (2) 審査結果
- (3) 得点（ただし、優先交渉者以外は、名称を伏せた上で公表する。）

14. その他の留意事項

- (1) 提案書の作成・提出およびプレゼンテーション等に係る一切の経費は、参加者が負担するものとする。
- (2) 提出された書類について、一切返却しないものとする。
提案書等の受付期間終了後の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、プロポーザル以外で参加者に無断での使用はしない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は、認めない。
- (6) 選定経緯及び審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。
- (7) 優先交渉者を選定したのち、企画提案内容の詳細について協議を行う。その後、萩市会計規則に基づいて随意契約の手続きを行うものとする。

15. 提出及び問合せ先

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地

萩市商工観光部文化財保護課 担当：中村浩二

TEL：0838-25-3131（内線711）

FAX：0838-26-0716

Eメール：bunkazai@city.hagi.lg.jp

